



貸倒損失の処理



貸倒損失が認められる場合

「貸倒損失」とは、取引先が倒産したこと等により貸付金や売掛金等の金銭債権が回収できなかつた際に生じる損失のことです。法人税法で貸倒損失の損金算入が認められるのは、次の場所です（図表1参照）。

(1) 法律上の貸倒れ（法人税基本通達9-6-1）

金銭債権が法的に消滅した際は貸倒損失として損金の額に算入します。具体的には以下のケースが該当し、経理処理にかかわらず損金算入が強制されます。

(2) 更生計画や再生計画の認可の決定による切捨て

「更生計画」または「再生計画」を作成し、債務者等の同意により可決された後に、裁判所から認可されます。法人税法では「認可の決定があつた日」の属する事業年度に「切り捨てられたこととなつた金額」を損金の額に算入します。

(3) 特別清算に係る協定の認可の決定による切捨て

「特別清算」とは、解散して清算中の株式会社に債務超過の疑いが生じた際、裁判所の監督下で行なわれる清算手続きのことです。

清算人が債務の弁済方法について定めた協定案を作成し、債務者との同意により解決された後に、裁判所から認可されます。(1)と同様に、法人税法では「認可があつた日」の属する事業年度に「切り捨てられたこととなつた金額」を損金の額に算入します。

(4) 法定繰入率による債務免除の通知

債務超過の状態が相当期間（3年～5年）継続する事実が発生した際は貸倒損失となります。

「事実が発生した日」の属する事業年度に一切り捨てられることとなつた金額」を損金の額に算入します。

関係者の協議決定による切捨て

法令による整理手続きでなくとも「金融機関等のあつせんによる当事者間協議」等で合理的に債権の切捨て額を定めた場合（一律70%カット等）は貸倒損失となります。

り捨てられることとなつた金額」を損金の額に算入します。

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は貸倒損失と貸倒引当金について解説します。

税理士
平井 满広

- 掲載テーマ
- ①役員の定義と役員報酬
 - ②使用者兼務役員と賞与・退職金
 - ③交際費等の取扱い
 - ④寄附金の取扱い
 - ⑤租税公課の取扱い
 - ⑥貸倒損失の処理

図表1 債権の種類と貸倒損失の損金算入の要件



図表2 回収不能見込額の計算式

①更生計画や再生計画の認可の決定による弁済猶予等の事由が生じた場合	$\text{回収不能見込額} = \frac{\text{対象金銭債権}}{\text{特定期の事由が生じた事業年度までの日までで弁済猶予を含む}} - \text{担保等の取扱見込額}$
②債務者による債務超過等の事由が生じた場合	$\text{回収不能見込額} = \frac{\text{対象金銭債権}}{\text{実質的に債務とみられない部分の金額}} - \text{担保等の取扱見込額} \times 50\%$
③更生手続きや再生手続きの開始申立て等の事由が生じた場合	$\text{回収不能見込額} = \frac{\text{対象金銭債権}}{\text{実質的に債務とみられない部分の金額}} - \text{担保等の取扱見込額}$

図表3 貸倒引当金の繰入限度額

①貸倒損失率（原則）	$\text{繰入限度額} = \frac{\text{期末の一括評価金銭債権}}{\text{過去3年間の貸倒実績率}} \times \text{小数点以下4桁未満四捨五入}$
②中小法人等の特例	一定の中小法人等については、貸倒実績率に代えて、次の法定繰入率の選択適用が認められています。
繰入限度額	$\text{繰入限度額} = \frac{\text{期末の一括評価金銭債権}}{\text{実質的に債務とみられない部分の金額}} \times \text{法定繰入率}$

※法定繰入率

法定繰入率				
卸売業 小売業	製造業	金融業 保険業	販賣販売 小売業等	その他
10 1,000	8 1,000	3 1,000	13 1,000	6 1,000

債務者が債務超過で経営が厳しい、災害で被災した等の事情で金額が、旅費等の取扱費用に満たない場合に、売掛債権（売掛金や未収賃金）を認められることがあります。法人税法では金銭債権の区分に応じて、貸倒引当金の繰入限度額計算があります。貸倒引当金の損金算入が認められるのは一定の中・小法人（期末資本金の額が1億円以下）や金融業・リース業の法人です。

している債務者に対して、書面により債務免除（自社からみれば債権放棄）した場合も貸倒損失となることがあります。「通知をした日」の属する事業年度に「免除した金額」を損金の額に算入します。ただし、債務の免除が「贈与」と認められる場合は、貸倒損失ではなく「寄附金」の繰入限度額計算があります。

(2) 事実上の貸倒れ（法人税基本通達9-6-2）

債務者が債務超過で経営が厳しい、災害で被災した等の事情で金額が、旅費等の取扱費用に満たない場合に、売掛債権（売掛金や未収賃金）を認められる損金算入

債務者が以下的事実が生じたときは、売掛債権（売掛金や未収賃金）を認められる損金算入

貸倒引当金で認められる損金算入

債務者が以下的事実が生じたときは、売掛債権（売掛金や未収賃金）を認められる損金算入

貸倒引当金で認められる損金算入

(3) 形式上の貸倒れ（法人税基本通達9-6-3）

債務者が以下的事実が生じたときは、売掛債権（売掛金や未収賃金）を認められる損金算入

貸倒引当金で認められる損金算入

債務者が以下的事実が生じたときは、売掛債権（売掛け金や未収賃金）を認められる損金算入

貸倒引当金で認められる損金算入